

## 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

在沖米空軍は、去る1月23日午後5時30分頃、嘉手納基地内において、9人の米兵がパラシュート降下訓練を実施した。沖縄県や地元自治体（三連協）は、同訓練の中止を強く申し入れたにも関わらず要請を無視し訓練を強行した。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺での危険性を指摘し、再三にわたり沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練が繰り返され、今回で10回目となる。

風向き等の自然条件の変化によっては住民居住地への落下など住民の命に関わる事故に繋がりがねず、強い憤りを禁じ得ない。

政府は、平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に使用する」との見解を根拠に訓練を容認し続け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された同基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、既成事実を積み重ねるパラシュート降下訓練の常態化は容認できるものではない。

同基地でのパラシュート降下訓練は、県や基地周辺自治体の中止要請を押し切るかたちで、実施されている。本町議会では、事あるごとに、同基地内でのパラシュート降下訓練の中止を求める抗議決議及び意見書を全会一致で可決し抗議・要請を行なってきたにも関わらず、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の暴挙は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練及び夜間訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年2月1日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長